

会長談話

当会会員の綱紀委員会での審査に関して、その議決内容が本日一部マスコミで報道された。

綱紀委員会での議事は非公開とされ、綱紀委員及び職員等には、綱紀委員会の議決に関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされていることから、綱紀委員会での議決内容は、弁護士会として厳重な管理がなされるべきことはいうまでもない。当会においてこのような事態が生じたことは極めて遺憾である。

当会としては、情報漏洩の経緯に関する事実を調査し、再発防止のため最善の努力を尽くす所存である。

2014年（平成26年）1月15日

大阪弁護士会

会長 福原 哲 晃